

池田市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症について、市域での感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに市民生活に及ぼす影響を最小限に抑えるため、大阪府新型コロナウイルス対策本部等と連携し全庁一体となった対策を推進することを目的として、池田市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる市民への情報提供及び周知に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる市内及び関係機関との連携体制に関すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症にかかる感染予防及びまん延防止に関すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、総合政策会議規程（平成7年9月1日訓令第4号）第3条に定める者をもって組織し、本部長、副本部長を置く。

2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 対策本部に本部会議を置き、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第2条の所掌事務について協議する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 対策本部の事務を処理させるため、市長公室危機管理課に事務局を置く。

2 事務局長は市長公室長及び子ども・健康部長をもって充てる。

3 事務局員は、市長公室危機管理監、安全管理監、秘書課長、広報シティプロモーション課長、危機管理課長、特別定額給付金課長、子ども・健康部健康増進課長及び休日急病診療所長をもって充てる。

4 事務局の庶務は、市長公室危機管理課と子ども・健康部健康増進課が共同して行う。

5 本部長は、必要と認めるときは、事務局に班を置くことができる。

(対策チーム)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、本部長の直轄する組織として対策チームを置くことができる。

2 対策チームに属すべき者は、本部長が指名する。

3 対策チーム長は、本部長が指名する本部員をもって充て、対策チームの事務を掌理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年2月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年5月26日から実施する。

(事務の継承)

2 令和2年4月7日付け池危管第220号により設置した池田市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項及び実施中の事務は、本要綱に基づき設置する対策本部において継承する。